健危管第１６０８号の２

令和４年（２０２２年）１月２８日

各市町村長　様

熊本県健康福祉部健康危機管理課長

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について（通知）

このことについて、令和４年（２０２２年）１月２８日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から、別添のとおり一部改正の事務連絡がありました。

本県においては、国事務連絡に沿った対応を行うこととしており、下記の内容を御了知のうえ、対応くださいますようお願いします。

なお、感染症指定医療機関、入院協力医療機関、診療・検査医療機関、（公社）熊本県医師会、（公社）熊本県薬剤師会、熊本県新型インフルエンザ協議会、熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部員及び各保健所に対しては、別途通知していますことを申し添えます。

記

１　無症状患者の療養解除基準の見直しについて

　・　検体採取日から７日間を経過した場合には、８日目に療養解除を可能とする。

２　濃厚接触者の待機期間の見直しについて

　・　原則７日間とし、８日目に解除とする。

　・　社会機能維持者は、４日目及び５日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、５日目から解除可能とする。

３　留意事項

上記１及び２の見直しについては、令和４年（２０２２年）１月２８日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である者や療養中である無症状患者にも適用されます。

※国事務連絡掲載アドレス

１月２８日付け事務連絡：https://www.mhlw.go.jp/content/000889667.pdf

【問合せ先】

　熊本県健康福祉部健康危機管理課

　感染症対応第二班　益田、宮本

　TEL　096-333-2630